

令和 7 年度第 1 回上越市行政不服審査会 次第

日時：令和 7 年 10 月 21 日（火）午後 3 時から
会場：上越市役所木田第二庁舎 2302 会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 会長及び職務代理の選出
- 4 行政不服審査制度の概要
- 5 その他
- 6 閉 会

上越市行政不服審査会の概要

1 設置目的

地方公共団体の執行機関の附属機関として、行政不服審査法の規定により、その権限に属せられた事項を処理するため

2 所掌事項

市長等の諮問に応じ、審査請求に係る事件について調査審議すること。

3 組織及び委員の任期

(1) 次に掲げる者のうちから市長が委嘱する3人の委員をもって組織する。

ア 学識経験者

イ その他市長が必要と認める者

(2) 審査会の委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 守秘義務

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 会議の運営

(1) 審査会の会議は、会長が議長となる。

(2) 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(3) 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。

(4) 委員は、自己の利害に關係する議事に参与することができない。

(5) 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。

(6) 審査会の庶務は、総務課において処理する。

6 審議の内容

審理員が行った審理手続の適正性、法令解釈を含めた審査庁の審査請求についての判断の妥当性等について

7 近年の実績

令和3年度 2件

令和5年度 1件